資料1

議題１　都市公園へのごみステーション設置について（豊橋市提出）

市名	回答			
	（1）公園内にごみステーションを設置しているか	（2）設置している場合 都市公園法の考え方をどのように整理しているか	（設置している場合） 管理はどうしているか	（3）今後、設置したいとの要望があった場合どう対応するか
名古屋市	していない			本市では、可燃ごみ、発火性危険物、不燃ごみ、粗大ごみ、プラ製容器包装は原則各戸収集しており、紙製容器包装、ペットボトル、空きびん、空き缶の4品目を資源ステーションにて収集している。 資源ステーションの設置場所は地域で決めていただいているが、原則的には、収集作業に支障がない、公道に面した場所をお願いしているため、公園内に資源ステーションを設置したいと要望があった場合には、収集することが難しいと地域にお答えすることが想定される。
豊橋市	していないが、外周フェンス沿いや入り口付近に設置されているものがあり、自治会が管理している			都市公園法に基づくと原則設置は認められていないが、自治会や地域の実情に応じて関係部局とも調整のうえで解決策を導き出すしかないと考えている
岡崎市	していない			公園の管理者である部署（公園緑地課）の占有許可が得られないため、ごみステーションの設置は認められず、代替案を提示することで対応している。
一宮市	していない			都市公園法に基づき許可しない。
瀬戸市	していない			都市公園法上、設置が認められるのは、占用物件と公園施設のみであり、どちらもどのようなものを指すか逐条解説などで明示されています。その中に、ごみステーションは含まれないため、設置は認めず、地域の他の場所でのごみ置場設置を検討していきます。
半田市	していない			許可しない（公園管理者の同意が得られない）
春日井市	している	公園の法面等道路際に限り認めているほか、整地や工事等元々の状態から手を加えないことを条件として、設置を認めている。	町内会を始め、ごみステーションの利用者で管理している。	整地や工事等、元々の状態から手を加えないことを条件として、設置を認める予定である。
豊川市	していない			都市公園としての利用目的以外の利用は原則できないため、今後も都市公園内へのごみ・資源ステーションの設置要望につきましては対応する予定はございません。
津島市	していない			都市公園内に係る施設や設備は許可できるが、町内のごみ集積場所を設置することはできないため、許可しない。
碧南市	している	何カ所かの公園内で資源ごみステーションを運営しているが、公園担当課からは、地域の公園なのでできるだけ地域への協力はするという理解が得られている。	資源ごみステーションは月2回、各回2時間の開設。 業者による回収コンテナの搬入、収集運搬とシルバー会員による指導員の運営委託で実施している。	回収コンテナの搬入や収集運搬の観点、またステーションの開設上問題がなければ活用していく予定
刈谷市	している	都市公園法第７条に掲げる工作物その他の物件又は施設に該当しないことから、本市では行政財産目的外使用許可申請にて申請を受理し、許可することで公園内に設置できるようにしております。また、ごみステーションの管理は地区で管理していることから、当該申請については地区長からの申請で受け付けております。	他のごみ置き場同様、自治会の管理としています。	公園所管課と協議した上で、ごみ置き場の集約や地域の清潔な環境の保全に寄与し、安全な収集作業ができると認められる場合に限り、設置を許可することとしています。
豊田市	していない			都市公園法等により設置できない。
安城市	していない			管理者の許可が得られ、収集要件を満たすことができるなら対応可能。

議題１　都市公園へのごみステーション設置について（豊橋市提出）

市名	回答			
	（1）公園内にごみステーションを設置しているか	（2）設置している場合 都市公園法の考え方をどのように整理しているか	（設置している場合） 管理はどうしているか	（3）今後、設置したいとの要望があった場合どう対応するか
西　尾　市	していない			公園内にごみステーションは設置できないことを当市公園所管課に確認しており、お断りします。
蒲　郡　市	していない			公園敷地内ではなく、別の場所での設置を案内する。
犬　山　市	している	環境部署が申請者となり、都市公園法第六条（都市公園の占用の許可）に基づき、都市公園占用許可を得て設置している。	実際にそのゴミステーションを使用する町内会が管理	必要に応じて、申請者となる環境部署が都市公園管理担当部署と協議し対応
常　滑　市	している	公園内に設置する際はなるべく道路沿いに設置し、都市公園法第6条に基づき占用許可申請を行い、公園管理者（市長）から許可を得ている。	各町内で管理している。	担当課等と協議・検討を行い、公園内であれば現行通り占有許可申請を行う。
江　南　市	していない			基本的には要望に沿うことは困難と考えます。
小　牧　市	している	過去に分別方法を大幅に変更した際に、多くの自治会区からごみ集積場の確保が困難なため公園等に設置したいと強い要望があり、このような経緯から、やむを得ない事情がある場合にのみ、都市公園の管理課や自治会区と協議のうえ、行政目的に支障がない範囲内で、特別に設置を認めております。	ごみ集積場の管理については、自治会区の管理です。	今後についても、今までと同様に対応していきます。
稲　沢　市	していない			公園管理者（当市の担当課）と行政区で設置について協議が整ったものであれば、道路に面した収集可能な場所に限り収集は行いますが、公園管理者は今後も、設置を認めない方針であります。 （当市の都市公園条例により「都市公園の土地又は物件を損傷し、又は汚損すること。」は禁止されています。また、公園としての利用目的以外の利用は、原則ご遠慮いただいているため、公園の中にごみステーションの設置を認めていません。）
新　城　市	していない			法律の規制があるため、都市公園内の設置は困難と説明します。
東　海　市	していない			公園利用者にはごみの持ち帰りをお願いしており、公園のごみ箱や灰皿を撤去している状況の中でごみステーションを設置することは、公園利用者に誤解や不公平感を与えかねないことが想定されるため許可はしない。
大　府　市	していない			公園管理者の許可を得るよう指導する。得られないのであれば設置を許可しない。
知　多　市	している	都市公園内にごみ収集場所を設置する場合、都市公園法に基づく占用許可が必要となるため、ごみ対策課から占用許可申請を行っている。	占用者（ごみ対策課）が管理（所管）する。	都市公園所管課（緑と花の推進課）に協議し、占用を認められた場合、設置する。
知　立　市	していない			都市計画法の占用物に当たらないため、新設設置はしない
尾 張 旭 市	していない	該当なし	該当なし	都市公園法第７条により設置できないことを説明し、別の場所への変更を依頼する。
高　浜　市	していない			基本的には公園内の設置は断ります。
岩　倉　市	していない			本市では、公園施設内でのごみステーションの設置は認めていないため別の場所を検討してもらうようにしています。

議題１　都市公園へのごみステーション設置について（豊橋市提出）

市名	回答			
	（1）公園内にごみステーションを設置しているか	（2）設置している場合 都市公園法の考え方をどのように整理しているか	（設置している場合） 管理はどうしているか	（3）今後、設置したいとの要望があった場合どう対応するか
豊　明　市	している	調査した結果、資源置場を都市公園内に設置している町内会は複数個所ありますが、設置した当時に都市公園法をどのように整理していたかは不明でした（平成20年の設置が最後）。	清掃など普段の管理は区や町内会、修繕などの必要が生じた場合は区長要望を通じて環境課が対応	都市公園法及び豊明市都市公園条例では都市公園内のごみ置場の設置についての記載は無く、また、都市公園担当課からごみ置場設置に関して公園占有の許可は出せないとされているため、新たに設置することはできない旨を説明します。
日　進　市	している	設置は市が行っている。 公園管理者に協議の上、認められた場合に設置する。	カラス除けネットの補修等の管理は市が行っているが、日常的な清掃については、地域で行っている。	公園管理者と協議の上、認められた場合に設置する。
田　原　市	していない			公園のほかに適地がない場合、公園所管部署と収集業務に支障が出ない箇所への設置調整（公園外周道路沿い等）を行う。 設置ごみステーションの管理は、該当地区自治会が行う。
愛　西　市	していない			都市計画法の規定により、公園施設以外のものは公園に設置できないため、今後もごみ集積場所の設置は考えていません。
清　須　市	していない			当市は廃棄物の収集対象ルートを指定する形を採用しているため、ごみステーションの設置について特に管理をしていない。 仮に自治会等から都市公園敷地内のゴミ捨て場所の設置について市に要望があった場合は、施設管理担当部署が市民の施設利用との整合性について個別に判断し、その上で廃棄物担当部署が収集の可否について判断することとなる。
北名古屋市	している	本市では資源ステーションのみの設置である。 また、資源ステーションはボックスを常設しているわけではなく、隔週の１日ずつのみ、資源かごを設置している状況であり、占用にあたらないと認識している。	基本は利用主体である自治体に管理を依頼しているが、本市として必要に応じて対応をしている。	ごみステーションは、公園の用途を阻害する恐れがあるため、原則として公園外への設置を求めます。
弥　富　市	している	１箇所の都市公園にてごみステーションの設置を許可している。 筆としては１筆の土地であるが、設置時に地元との調整があったと考えられ、公園設置当初より、フェンスにてごみステーションと公園施設の敷地が明確にわけられている。 地域の実情、地区からの要望、ごみステーションの設置が公園の利用に支障を及ぼすことはないこと等を考慮し、特例的な扱いで許可をだしている。	ごみステーション（集積場）の管理は、都市公園であるかどうかにかかわらず、利用する地域で管理をして頂いている。ごみステーションとしての機能以外の内容については、都市公園を所管する都市整備課の管理となる。	都市公園を所管する都市整備課と協議をした上で対応することとなる。
み よ し 市	していない			都市公園担当部署と協議し検討します
あ　ま　市	している	整理していない。ただ都市公園の主管課には都度相談の上、確認を取りながら連携を図っている。	本市では、本題にかかるステーションは資源ごみ（資源物）収集のみ。管理について、施設の附帯設備（フェンス等）の修繕工事は、都市公園主管課（当該目的遂行のための設営撤去は、環境衛生主管課）。	新規の要望に対しては、原則対応しない方向性。
長 久 手 市	していない	–	–	要望があった場合、公園管理者と協議するが実施しない方針。 長久手市はもえるごみは、基本的に戸別回収のため、ごみステーションの設置は行っていない。自宅前が道幅等の都合で収集ルートでない場合は、収集ルート上に集めていただいているが、集める場所は地域に任せており管理は行っていない。資源等の回収も基本的に道路上にカゴを設置している。